

令和2年3月19日

各 社 会 福 祉 法 人 代 表 者 様  
各指定障害福祉サービス事業所管理者 様  
各指定障害児通所支援事業所管理者 様

広島県健康福祉局障害者支援課長  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた社会福祉施設等を運営する中小企業・小規模事業者への対応について（通知）

このことについて、令和2年3月17日付け厚生労働省労働基準局監督課ほか連名で事務連絡がありました。

新型コロナウイルス感染症が経済活動に影響を及ぼす中、中小企業・小規模事業者から、労働基準関係法令への対応に困難を伴う状況がある旨の声が寄せられているところであり、こうした中、この事務連絡の別添「新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業への対応について」（令和2年3月17日付け厚生労働事務次官通知厚生労働省発基0317第17号。以下「次官通知」という。）が発出されております。

この別添「次官通知」中、記の2において、「労働基準法（昭和22年法律第49号）第33条第1項では、災害等による臨時の必要がある場合においては労働基準監督署長の許可を受けて、又は事後の届出により、法定の労働時間を延長し、必要な限度において労働させることができることが規定されている。」とされています。

これについては、事務連絡によると、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症への対策状況、当該労働の緊急性や必要性などを勘案して個別具体的に判断されるものではありませんが、社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合、学校等の臨時休業、職員の感染等により職員の確保が困難となった場合等についても、要件に該当する場合は、労働基準法第33条第1項に基づく労働基準監督署長の許可又は届出により、対象になり得るものであります。」とされております。

ついでには、上記の内容を含む事務連絡の別添次官通知の内容について御了知いただくとともに、労働基準法第33条第1項に基づく労働基準監督署長の許可又は届出の手续や本件について、御不明の点のある場合には、最寄りの労働基準監督署へ、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

(参考) 厚生労働省ホームページ (広島県内の労働基準監督署)

ホーム > 厚生労働省について > 所在地案内 > 都道府県労働局 (労働基準監督署、公共職業安定所) 所在地一覧 > 広島県

労働基準監督署

地方機関	郵便番号	所在地	電話
広島中央	〒730-8528	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館1F	方面 (労働条件、解雇、賃金) 082-221-2460 安全衛生課 082-221-2459 労災課 082-221-2461 総合労働相談コーナー 082-221-2410
呉	〒737-0051	呉市中央3-9-15	電話 0823-22-0005 FAX 0823-22-0008
福山	〒720-8503	福山市旭町1-7	方面 (労働条件、解雇、賃金) 084-923-0005 安全衛生課 084-916-3180 労災課 084-923-0214 総合労働相談コーナー 084-916-3186
三原	〒723-0016	三原市宮沖2-13-20	電話 0848-63-3939 FAX 0848-63-3856
尾道	〒722-0002	尾道市古浜町27-13 尾道地方合同庁舎	電話 0848-22-4158 FAX 0848-23-2680
三次	〒728-0013	三次市十日市東1-9-9	電話 0824-62-2104 FAX 0824-62-2140
広島北	〒731-0223	広島市安佐北区可部南3-3-28	電話 082-812-2115 FAX 082-812-2117
廿日市	〒738-0024	廿日市市新宮1-15-40 廿日市地方合同庁舎	電話 0829-32-1155 FAX 0829-32-1157

労働基準監督署管轄一覧(広島)

労働基準監督署	管轄区域
広島中央	広島市のうち中区、東区、南区、西区、安芸区、東広島市 (呉労働基準監督署及び三原労働基準監督署の管轄区域を除く。)、安芸郡
呉	呉市、東広島市のうち黒瀬町、黒瀬春日野、黒瀬松ヶ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘、黒瀬切田が丘、江田島市
福山	福山市、府中市、神石郡
三原	三原市、竹原市、東広島市のうち安芸津町、河内町、豊栄町、福富町、豊田郡
尾道	尾道市、世羅郡
三次	三次市、安芸高田市、庄原市
広島北	広島市のうち安佐南区、安佐北区、山県郡
廿日市	広島市のうち佐伯区、大竹市、廿日市市